

真鶴町立まなづる小学校授業中における学校事故に係る調査報告書

2022年（令和4年）7月

真鶴町立学校事故調査委員会



はじめに

本報告書は、2019年（令和元年）11月7日に発生した真鶴町立まなづる小学校（以下、当該学校）の授業中に発生した事故（以下、本件）を受けて、2020年（令和2年）3月に設置された真鶴町立学校事故調査委員会が当該事故の事実や背景の解明と、今後の学校における事故の再発防止に向けて検討してきた成果を報告書としてまとめたものである。

本件は、当該学校の体育の授業中における事故により、被害児童（当時）の「左目失明」という重大な結果に至ったものであり、被害児童とその保護者をはじめ、本件に関わった関係児童らへの影響は甚大である。特に、被害児童への影響は計り知れないものであり、それは将来にわたって、様々な面で続くものと考えられる。真鶴町教育委員会及び町立学校（園）の関係者は、学校における事故や事件が、一人ひとりの子どもの人生に大きな影響を及ぼすことを絶対に忘れてないでほしい。また、本件のような重大な事故や事件が日常的な教育活動において起こりうるものであるということを十分に認識してほしい。

折しも、国は2022年（令和4年）3月25日に、学校保健安全法にもとづく「第3次学校安全の推進に関する計画」を閣議決定したところであり、この中では「学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること」が今後5年を目処に目指す姿として示され、「学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実」等を求めているところである。

そこで、今後、真鶴町教育委員会及び町立学校（園）の関係者には、本報告書を参考としつつ、学校における重大な事故・事件を二度と起こさないように、一丸となって「学校安全」の意識の向上を図るとともに、日常的な教育活動全般にわたって、安全管理及び安全教育の取り組みを着実に展開していくことを切に期待したい。

2022年（令和4年）7月

真鶴町立学校事故調査委員会
委員長 堀井 雅道

目次

はじめに

第1部 本件の概要と調査の目的・方法

1. 本件の概要 1
2. 本委員会の調査の目的・方法
3. 本件及び本調査に係る前提事実 3

第2部 本件に係る事実等の認定と見解

1. 本件に係る当該授業に関する状況 5
2. 本件に係る「教具」について 9
3. 本件の発生後の対応 15

第3部 本件を含めた学校事故の再発防止に向けた提言

1. 安全な授業運営に向けた教育課程の管理 25
2. 学校の事故等の発生直後における対応の改善 28
3. 学校の事故等の発生後の対応の改善・見直し 31

<関連資料>

37

第1部 本件の概要と調査の目的・方法

1. 本件の概要

本件は2019年（令和元年）11月7日に、真鶴町が設置し、真鶴町教育委員会（以下、町教委）が管理する真鶴町立まなづる小学校（以下、当該学校）で、授業中に発生した学校管理下の事故（以下、本件）である。

具体的には、当該学校における小学6年生の「体育」の授業において、陸上運動「走り高跳び」の授業（以下、当該授業）を実施していたところ、当該授業を受けていた小学6年の男子児童（以下、被害児童）が、授業で用いられていた「教具」（園芸用支柱）を支えていたところ、それが被害児童の顔面（左目）にあたり、結果的に被害児童は「左目失明」という障害を負った重大な事故である。

2. 本委員会の調査の目的・方法

（1）本委員会と調査の目的について

①真鶴町立学校事故調査委員会（本委員会）について

本委員会は「真鶴町立学校事故調査委員会設置規則」にもとづき設置されたものである*。そして、2020年（令和2年）3月16日に町教委から諮問を受け、調査活動を開始した。本委員会の構成は巻末<関連資料>の【資料2】の通りである。

なお、文部科学省は、2016年（平成28年）3月に「学校事故対応に関する指針」を公表しており、本委員会はこの指針において示されている「詳細調査」を実施する「外部の委員で構成する調査委員会」に位置づけられる。

*2022年（令和4年）3月より条例にもとづき設置される委員会へと変更となった。

②本委員会の調査の目的について

本委員会の調査の目的は、町教委からの「真鶴町立まなづる小学校授業中における学校事故に係る諮問書」（真教72号・2020年3月16日付）において示されている通り、「事故の再発防止に向けた検証及び提言」である。

具体的には以下の通りである。

◆「真鶴町立まなづる小学校授業中における学校事故に係る諮問書」より

（1）事故発生に係る検証

①事故発生に至る要因分析について

②学校及び真鶴町教育委員会の事故発生後の対応について

（2）事故の再発防止に向けた学校及び真鶴町教育委員会が今後、執るべき対

応についての提言

- ①安全に配慮した体育の学習について
- ②安全に配慮した教育課程の管理及び指導
- (3) その他、事故の再発防止に向けた提言

(2) 調査方法について

本委員会は本報告書の作成にあたり、以下の方法により調査を実施した。

① 当該学校及び町教委等が保有する文書等の資料収集と分析

町教委が作成した「真鶴町立まなづる小学校事案(学校事故)に係る確認事項」、「まなづる小学校 体育事故における関係児童の聴き取りについて」及び「児童への聴き取りに関する説明」、「教員聞き取り調査書」を基本資料として、本件の発生状況や要因・背景等について整理するとともに分析を行った。

②本件に係る関係者への聴き取り調査と分析

上記①をふまえて、本件に係る関係者への聴き取り調査を実施するとともに、その結果をもとに、本件の発生状況や要因・背景等について再整理するとともに分析を行った。

③上記①・②をふまえた再調査と分析

上記①及び②の調査の結果、分析の過程で不足した場合には、町教委や当該学校等に対して追加資料の提出を求めたり、関係者への聴き取り調査等を実施したりし、本件の発生状況や要因・背景等について再度分析を行った。

(3) 本委員会の開催経過

開催回次	開催日
第1回	2020年(令和2年)3月16日
第2回	2020年(令和2年)5月18日
第3回	2020年(令和2年)6月15日
第4回	2020年(令和2年)7月22日
第5回	2020年(令和2年)8月21日
第6回	2020年(令和2年)9月18日
第7回	2020年(令和2年)10月23日
第8回	2020年(令和2年)12月8日
第9回	2021年(令和3年)2月15日
第10回	2021年(令和3年)3月11日

第 11 回	2021 年（令和 3 年）4 月 26 日
第 12 回	2021 年（令和 3 年）5 月 24 日
第 13 回	2021 年（令和 3 年）7 月 5 日
第 14 回	2021 年（令和 3 年）9 月 3 日
第 15 回	2021 年（令和 3 年）9 月 29 日
第 16 回	2021 年（令和 3 年）11 月 8 日
第 17 回	2021 年（令和 3 年）12 月 6 日
第 18 回	2022 年（令和 4 年）1 月 19 日
第 19 回	2022 年（令和 4 年）2 月 17 日
第 20 回	2022 年（令和 4 年）5 月 30 日
第 21 回	2022 年（令和 4 年）7 月 22 日

3. 本件及び本調査に係る前提事実

(1) 当該学校及び町教委について

本件の発生した当該学校は、町教委が管理する町立小学校である。本件発生時、当該学校は、校長を含めて教職員 36 名（非常勤講師等含む）、在籍児童数 200 名で構成されていた。

また、町教委は地方教育行政上、当該学校の設置・管理等に係る事務の主体であり、当該学校に勤務する校長ら教職員の服務監督に係る責任があった。そこで、本件の対応にあたっては、町教委の教育長及び教育課が当該学校とともに関わった。また、本委員会の事務局にもなっている。

(2) 本件に係る当該学校の主要関係者と本報告書における呼称

本報告書における呼称等	本件発生時における属性	備考
被害児童（児童 A）	当該学校の小学 6 年に所属	当該授業を受け、「左目失明」という障害を負った本件の被害者。
被害児童の保護者	被害児童の保護者	被害児童の保護者。
被害児童の祖父母	被害児童の祖父母	被害児童の祖父母であり、被害児童の保護者とともに、本件発生後に当該学校や町教委等と関わりがあった。
担任教諭	被害児童の所属する小学 6 年の担任	当該授業の授業担当者。
特別支援学級の担任教諭 A（以下、支援級担当教諭 A）	特別支援学級の担当教諭。	担任教諭とともに、当該授業に立ち会っていた。
特別支援学級の担任教諭 B（以下、支援級担当教諭	特別支援学級の担任教諭。	当該授業には参加していなかったが、「教具」の作製に関

B)		わった。
児童 B	当該学校の小学 6 年に所属し、被害児童と同級生。	当該授業において、被害児童とともに「走り高跳び」の授業を受け、被害児童と同様に教具を支えていた。
児童 C	当該学校の特別支援学級に所属。	当該授業において、被害児童らとともに、「走り高跳び」の授業を受けていた。
児童 D	当該学校の小学 6 年に所属し、被害児童と同級生。	当該授業において、被害児童らとともに「走り高跳び」の授業を受けていた。
児童 E	当該学校の小学 6 年に所属し、被害児童と同級生。	当該授業において、被害児童らとともに「走り高跳び」の授業を受けていた。(本件発生時には居合わせなかった。)
他の児童	当該授業を受けていた他の児童	被害児童、児童 B、児童 C らとは異なるグループで当該授業を受けていた。
校長	当該学校の校長	本件の発生した当該学校の校長で、被害児童及び被害児童の保護者への対応を行った。
養護教諭	当該学校の養護教諭	本件の発生後に応急措置を行い、被害児童の保護者への連絡、救急要請の判断等を行った。
町教委(当時の教育長、指導主事、教育課長等)	当該学校を設置、管理する主体	本件の発生後、本件に係る被害児童と被害児童の保護者への対応を行った。また、文科省・学校事故対応に関する指針の「基本調査」に該当する調査を実施した。

(3) 本件に係る責任について

本件は、前記の「本件の概要」の通り、当該学校における教育課程の「体育」の授業中に発生したもので、明らかに「学校の管理下の事故」であり、当該学校、当該学校を設置する真鶴町及び当該学校を管理する町教委に責任がある。このことは、地方教育行政法や学校教育法等において求められる責務はもとより、学校保健安全法において、当該学校及び町教委には、事故等から児童等の安全確保義務が求められていることからいえることである。したがって、本件が発生した授業を受けていた本件に関係する被害児童や関係児童らには責任はない。

本委員会はこのような認識を基本的な前提として調査を実施した。

第2部 本件に係る事実等の認定と見解

1. 本件に係る当該授業に関する状況

(1) 当該授業の実施体制・計画等

① 当該授業の実施体制

本件は2019年(令和元年)11月7日の6校時目(14時40分開始)の「体育」の授業(以下、当該授業)中に、当該学校の体育館において発生した。当該授業の対象児童は、被害児童を含む小学6年生40名(6年1組)だった。また、本件の以前より「交流級」として、特別支援学級の児童が適宜、参加しており、当該授業では1名(児童C)が参加していた。

そして、本件が発生した当該授業において指導を行っていたのは、被害児童を含む6年生が在籍する学級の担任教諭と、特別支援学級の児童Cの担当教諭(以下、支援級担当教諭)Aで、合わせて2名の教員の指導体制の下で実施されていた。

② 当該授業の指導内容・計画

当該授業の指導内容は、「体育」における単元の陸上運動「走り高跳び」だった。この「走り高跳び」の指導計画において、当該授業は指導計画全体5時間のうち2時間目だった。すなわち、当該授業の前時における「体育」でも「走り高跳び」の授業が1時間、実施されていたことになる。この前時における授業状況については後述する。

そして、当該授業の単元「走り高跳び」の指導計画については、担任教諭と支援級担当教諭とが話し合ったりすることはなかった。ただし、支援級担当教諭Aは毎回、「週案」を事前に確認し、指導内容をふまえて、児童Cを参加させるかどうかを決めていた。また、児童の様子や気がついたことがあれば、担任教諭と支援級担当教諭らが立ち話程度で話すことはあったものの、当該授業にあたり役割分担を特に決めてはいなかった。

他方、当該学校の教育課程の管理として、校長や教頭、教務主任は、週初め(基本的には月曜日、場合により火曜日)に担任教諭らから提出された「週案」をもとに単元内容については確認していた。しかし、具体的な指導内容については、研究授業でなければ指導案等を作成していないため把握していなかったことから、校長は当該授業の具体的内容(後述する「教具」の使用)を知らなかった。

以上から、当該授業については、担任教諭の裁量により計画や指導が行われていたものといえる。

(2) 当該授業における指導・学習状況

①当該授業の開始と本件発生までの状況

当該授業の開始後（14時40分）、担任教諭は被害児童を含む児童らの準備体操後、当該授業の目当てを確認するとともに、後述する6グループのうち児童それぞれの「走り高跳び」への運動能力や意欲等に見合ったグループで跳ぶこと、なるべく正規の高跳びバーを跳べるようにすること、そして、3歩を意識して跳ぶことを児童らに指導した。

②当該授業における被害児童らの学習活動の状況

当該授業において、被害児童を含む児童らは、6グループに分かれて学習活動を行っていた。すなわち、正規の「走り高跳び」用の器具（正規の高跳び用の支柱とクロスバー）を使用するグループ、下部をセメントで固めた支柱とゴム紐をクロスバーの代用として使用するグループ、そして、園芸用支柱とゴム紐をクロスバーの代用として使用するグループがそれぞれ2グループずつあった。このようなグループから、児童自身がそれぞれ自らの能力や意欲等に応じて、学習活動を行うグループを選んでいった。なお、上記のグループの位置については、町教委の基本調査等にもとづけば、【図1】の通りである。

これらのグループのうち、被害児童が学習を行っていたのは、三番目の「園芸用支柱」と「ゴム紐」を「教具」として使用するグループのひとつだった。ただし、被害児童は児童Bとともに体育着を忘れたために見学扱いだったが、担任教諭は授業の手伝いという考えから2人に指示をして、教具の「園芸用支柱」を支えることになった。

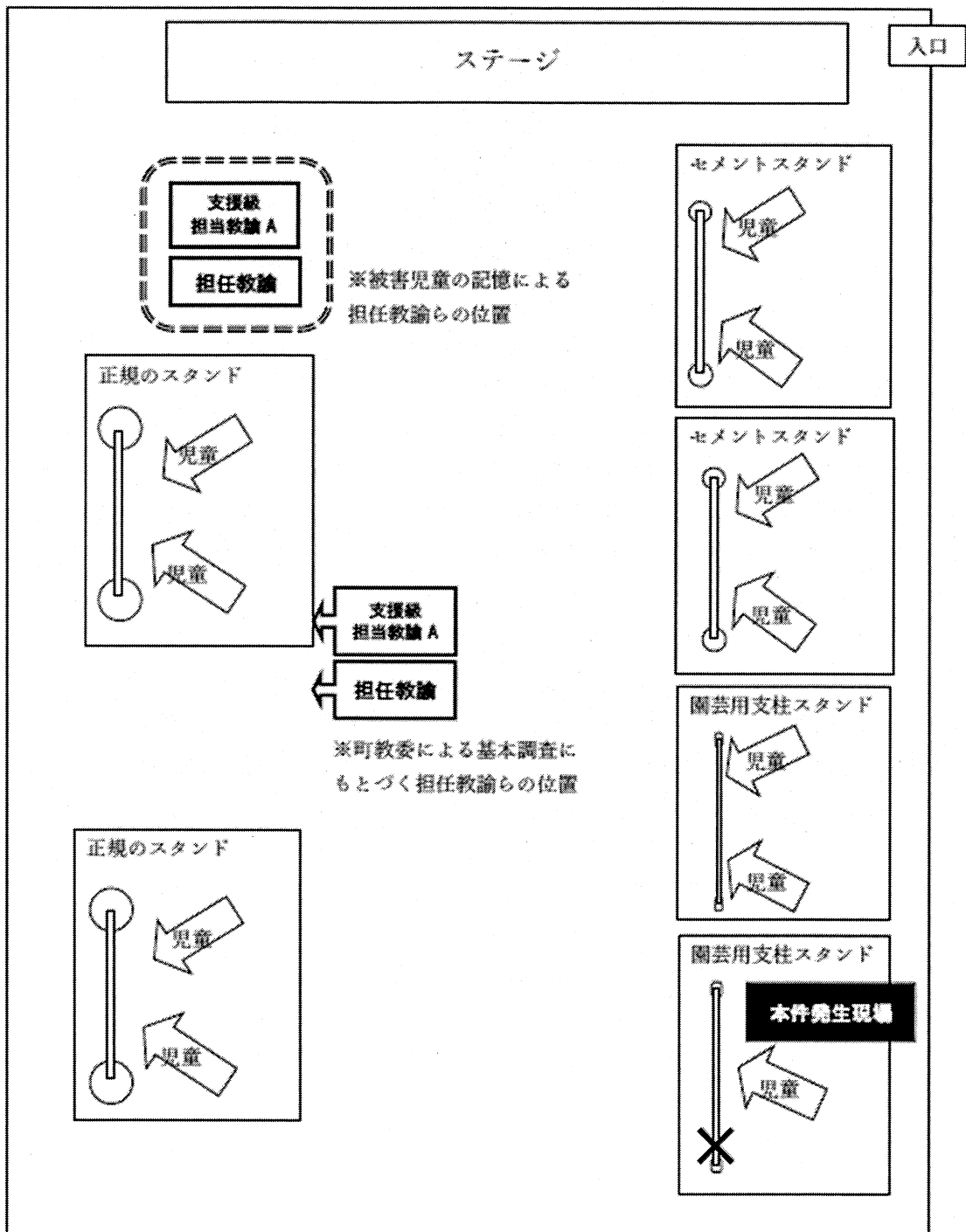
(3) 本件の発生と認知等について

①本件発生時の状況

被害児童は、【図1】の通り、「園芸用支柱」と「ゴム紐」を「教具」として使用するグループにおいて学習活動を行っていた。町教委の基本調査時の実況見分及び本委員会による実況見分や関係者への聴き取り等をふまえると、被害児童は児童Bとともに【写真1】のようなかたちで、座った状態もしくは立ち膝の状態それぞれ園芸用支柱を手でもち、支えていたものと考えられる。

そして、それぞれの園芸用支柱がゴム紐で結ばれ、児童Cと女子児童1名がそのゴム紐を跳ぶというかたちで「走り高跳び」の学習をしていた。なお、女子児童1名は本件発生前に別のグループへ移動した。

【図1】 本件発生時の被害児童や担任教諭らの位置



※右下の×印が本件発生時における被害児童の位置

【写真1】本件発生時の被害児童の活動



(注)「園芸用支柱」の持ち方については、担任教諭等の証言にもとづくものであり、本件発生時の状況とは異なる可能性がある。

そして、6校時目（14時40分）開始から約15～20分を経過した14時55分～15時頃、児童Bが支えていた園芸用支柱が手から離れてしまい、もう一方の園芸用支柱を支えていた被害児童の方へとゴム紐の弾力により勢いよく飛んでいき、園芸用支柱の先端が被害児童の顔面（左目付近）に直撃した。

② 本件発生時の認知と被害児童の状況

負傷した被害児童は左目付近をおさえつつ、自身が学習していたグループから離れた場所（体育館の中央付近）にいた担任教諭と支援級担当教諭Aの元へと駆け寄り、「目が痛い」と訴え、左目付近の被害（負傷）を申し出た。また、少し遅れるかたちで、もう一方の園芸用支柱を支えていた児童Bも手をおさえつつ寄ってきた。

担任教諭と支援級担当教諭Aは、このような被害児童の申し出により本件の発生を認知した。本件発生時、担任教諭と支援級担当教諭Aは、正規の「走り高跳び」用の器具を使用するグループで学習活動をする児童が増えてきたことから、正規の器具を使用するグループを増やすかについて相談していたところだった。なお、その担任教諭らの位置については、【図1】の通り、町教委の基本調査によって明らかになった位置と、被害児童の記憶による位置には微妙なずれがある。いずれにしても、担任教諭らは正規のスタンドのグループ近くで、被害児童のいた園芸用支柱グループとは離れた場所で背中を向ける形で相談していたため、本件発生時の状況を確認できなかった。

そして、被害児童らの申し出後、担任教諭と支援級担当教諭Aは被害児童の被害状況について、左目付近の出血を確認している。

(4) 本委員会の見解

□本件の発生及び被害児童の被害（結果的に左目失明）は、教具として使用されていた園芸用支柱が被害児童の顔面（左目付近）に、ゴム紐の弾力により勢いよく直撃したことが原因である。

□園芸用支柱が被害児童への顔面へと直撃した状況については、本件発生から間もない時点における町教委や当該学校による関係児童への聴き取り調査等によっても記憶が曖昧であったり、記憶の違いが見られたりすることから断定することはできない。

□本委員会は、被害児童を含む関係児童への聴き取り調査を実施することも考えたが、本件発生の時間的経過や、被害児童を含む関係児童の本件に係る心理的負担や影響を考慮したこと、また、本件発生の根本的要因は次の通り考えられることから、本件発生時の詳細な状況は中心的な調査対象ではないと判断した。

□本件発生に関わって、児童Bの手から園芸用支柱が離れてしまったことは事実であるが、学校教育における「教具」としての安全性を考慮した場合、仮に園芸用支柱が児童らの手から離れてしまった場合においても、児童らに重大な被害を生じさせるようなものであってはならない。つまり、「教具」の安全性の欠如（危険性）や園芸用支柱の教具としての不適切性等が本件発生の根本的要因であると考えられる。

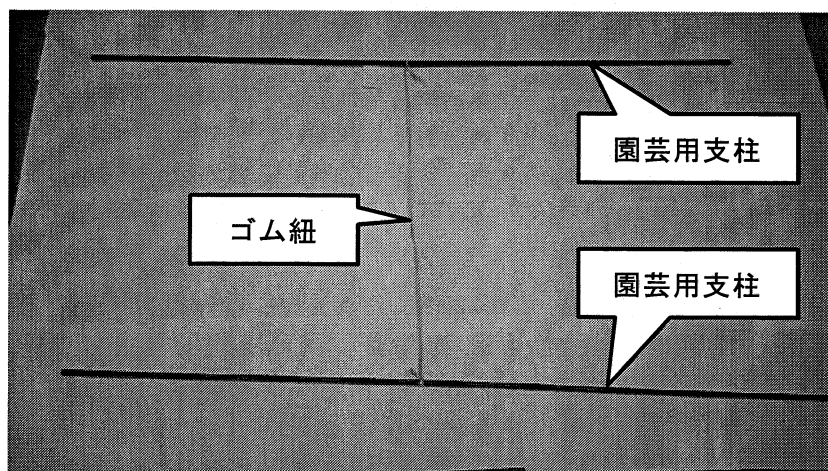
2. 本件に係る「教具」について

(1) 本件に係る「教具」の概要

①本件発生の原因となった「教具」の材料と全体像

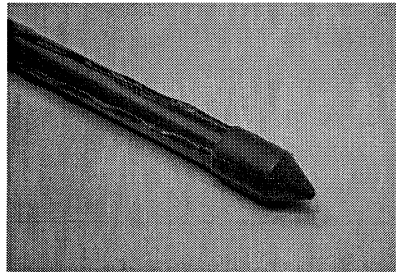
本件の発生と被害児童の被害の原因となった「教具」は、園芸用支柱2本と衣料品用のゴム紐を材料として作製されたものである（【写真2】）。

【写真2】教具の材料



園芸用支柱の長さは 150cm、太さが直径 1cm のもので、材質はスチールであり表面がプラスチック状のもので覆われていた。両端の形状は一方が高さ 1cm の円錐状の突起型となっており（本件発生により被害児童の片目に直撃した部分・【写真 3】）、もう一方が平面であった。それはごく一般的にホームセンター等で園芸用として販売されているものである。

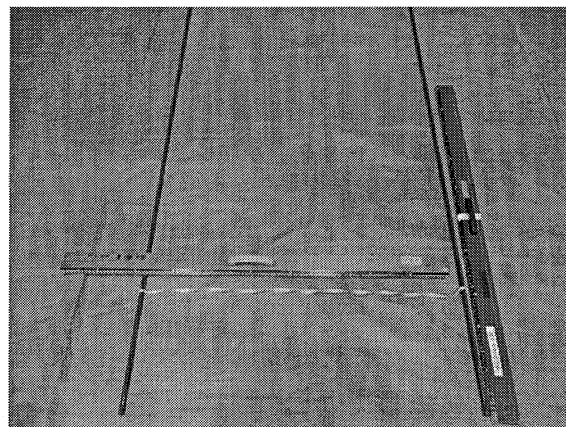
【写真 3】 園芸用支柱の先端（円錐状の突起部）



一方、ゴム紐の長さは延伸していない状態で長さが約 90cm、ゴム幅が約 1cm のものであり、一般的に衣料品作製に用いられるもので、手芸用品店で販売されているものである。なお、それらの材料は、いずれも本件に係る「走り高跳び」用の教材作製のために購入したのではなく、園芸用支柱は、当該学校に中学年用の園芸用に用いることを目的としてもともとあったものである。

そして、作製された教具としては、【写真 4】の通り、以上の園芸用支柱 2 本にそれぞれ 1 箇所ゴム紐を結びつけたものだった。

【写真 4】 教具の全体像



②教具の作製経緯

以上の園芸用支柱とゴム紐を材料とした教具は、本件が発生した単元「走り高跳び」

の指導計画中1時間目(2019年11月5日)の児童らが準備体操をしている時間帯に、担任教諭と支援級担当教諭A及び支援級担当教諭Bの3名により作製されたものである。

園芸用支柱については、授業開始の直前もしくは直後に、担任教諭が児童2名に指示をして、中学年の昇降口に置いてあったものを取りに行かせた。そして、ゴム紐については、支援級担当教諭Aが1学期のハードル走で、ハードルを跳べない児童のためにペットボトルに結びつけて用いたものの余りがあり、担任教諭からの依頼を受けて、支援級担当教諭Aが体育館に持参した。

そして、担任教諭がゴム紐を適当な長さ(約90cm～1m)に切り、支援級担当教諭A・Bに指示をして、結果的に担任教諭が2組、支援級担当教諭A・Bが1組、合計3組の教具を作製した。

なお、このような教具作製の着想は、担任教諭が教育技術法則化運動(TOSS)のインターネットサイトに掲載された情報から得たものだった。そのサイトについては、本件発生後に担任教諭が警察から事情聴取を受ける中で、スマートホンで警察に提示したが、その後、当該サイトから情報が削除されたという。なお、本委員会はほぼ同一と思われる教具の情報が掲載されたインターネットサイト(TOSS越前)から情報を入手し、担任教諭に確認を求めたところ、用意する材料や作製方法等の内容は自身が参考にしたサイトの情報と似ているとのことだった。

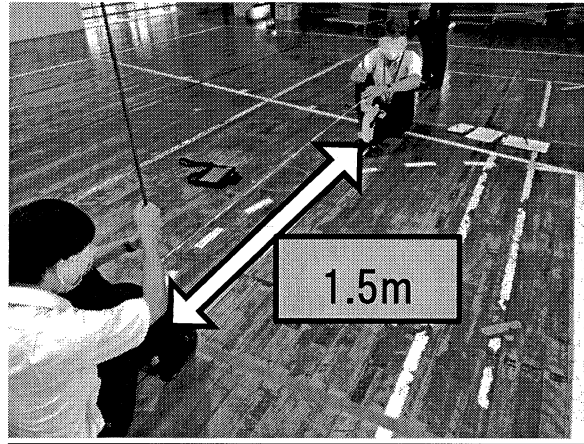
③本件発生時における教具の使用方法・状態

以上の教具については、2本の園芸用支柱について2名の児童が1本ずつ持ち、それぞれに結び付けられたゴム紐を延伸させ、張らせた状態で使用するということを想定したものである。

本委員会が担任教諭と支援級担当教諭Aに対する実況見分で、本件発生時の教具の使用方法・状態を確認したところ、ゴム紐は約1.5～2m程度になるくらいまで引き伸ばして活動をしていたものと推定できる【写真5】。

そして、園芸用支柱の持ち方については、前記の通り、被害児童らは座った状態もしくは立ち膝(中腰)の状態だったと考えられる。なお、持ち方等の使用方法について、後記の通り、担任教諭は中腰で園芸用支柱の真ん中あたりを持つことを想定していたが、そのような持ち方について児童らに細かい指導をすることもなく、本件が発生した当該授業時の状況については、担任教諭は把握していなかった。

【写真5】 教具の使用方法・被害児童らの位置関係のイメージ



(注)「園芸用支柱」の持ち方については、担任教諭等の証言にもとづくものであり、本件発生時の状況とは異なる可能性がある。

そして、そのゴム紐の張力具合を確認したところ、ゴム紐には相当の張力があり、結び付けられた園芸用支柱とそれを支えている手にも強く引っ張られる力を確認できた。つまり、支えている手が園芸用支柱から何らかの理由により手が離れれば、もう一方の方向へと園芸用支柱が勢いよく飛んでいくこととその危険性が容易に想定できる状態だったと考えられる。

なお、このような教具の使用にあたっての被害児童を含む児童らへの担任教諭の指導については、教具の使用経緯と安全性・適切性を含めて次に述べる。

(2)「教具」の安全性・適切性

(1)の通り作製された本件に係る教具(園芸用支柱とゴム紐による教具、以下「園芸支柱スタンド」とする)は、「正規の走り高跳びのバーだけでは、児童数からみて不十分であり(児童が学習する)機会を増やしたい」「(ゴム紐により)跳ぶ児童の恐怖心を軽減したい」という担任の指導上の意図から本単元1時間目(事故発生は2時間目ゆえ前時)から授業において使用された。

なお、単元の1時間目(前時)においては「園芸支柱スタンド」は3箇所設定されており、バー(ゴム)の高さがおよそ30cmと最も簡易な活動の場とされた。また、「児童一人ひとりの運動能力に応じた指導」のため、その次のレベルとして「セメントを土台としたスタンド」(以下、「セメントスタンド」とする)の場、最も挑戦的な活動の場として「正規の走り高跳びスタンド」(以下、「正規のスタンド」とする)が2箇所設定されていた。

本件発生時の時間(単元2時間目)においては、前記の【図1】の通り「園芸支柱スタンド」「セメントスタンド」「正規のスタンド」の活動の場が配置されていた。

①担任教諭らの「教具」に対するリスク評価

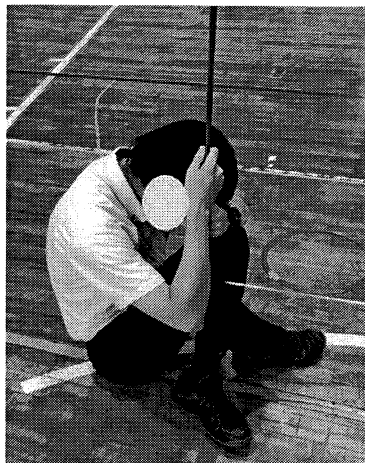
担任教諭及び支援級担当教諭 A は、前年度の走り高跳びの研究授業において正規のスタンドにゴム紐を直接結んだ教材を目の当たりにしていたので、ゴム紐を使用する点については疑問を感じていなかった。また、担任教諭は、教育技術法則化運動（TOSS 福井と記憶している）のインターネットサイト（本件発生後、警察に同 HP を見せたが、しばらくした後、Web ページは閉鎖）を参考に教材づくりをしていたため「事故等を想定していなかった」という。しかしながら、同インターネットサイトには「長さの記載がなかった」とし、「約 1m のゴムの長さは（担任自身が）『大丈夫だろう』と考えた長さ」であった。なお、ゴムの長さをどのくらいにするのかを確認するために「ゴムを伸ばしてみることはなかった」という。

そして、当該授業において、「園芸支柱スタンド」の使用に際し、担任教諭は児童らに「しっかり持つこと」「支柱を（手から）離さないようにすること」を指導している。当初持ち方については「園芸用支柱の真ん中部分を、膝をついて中腰で持つことを想定していた」が、児童らに対し、「持ち方等の細かい指導はしていなかった」という。

支援級担当教諭 B は、当初、作製された「園芸支柱スタンド」をみて児童が支柱を持つことに対して「大丈夫なのだろうか」と感じるも、単元の 1 時間目では、支柱の方に向かって跳ぶ児童はいなかったこと、3 歩の短い助走で勢いがなかったことから「大丈夫だろう」と感じたという。

支援級担当教諭 A は、単元の 1 時間目では、【写真 6】のように、「しゃがんで持っている児童は、抱え込むように持っていたので、その持ち方が安全で大丈夫だ」と感じたという。

【写真 6】教具（園芸用支柱）の持ち方（単元 1 時間目の状況）の再現



（注）「園芸用支柱」の持ち方については、担任教諭等の証言にもとづくものであり、本件発生時の状況とは異なる可能性がある。

②園芸用支柱とゴム紐による教材について

小学校学習指導要領によれば高学年の走り高跳びは、技能の内容において「試技の回数やバーの高さの決め方などのルールを定めて競争したり、自己の記録の伸びや目標となる記録の到達を目指したりしながら、リズムカルな助走から踏み切って跳ぶことができるようにする」とある。すなわち、助走の勢いを活用し跳び越えられるか否かの面白さを味わわせる必要があるため、使用する教材教具は、児童らが跳び越えられなかった場合においても安全が担保される必要があるといえる。

一方、本件でスタンド替わりに使用された教具は前記の通り、円錐状の突起がむき出しになり、それぞれがゴム紐によって引っ張り合っている状態の教材を児童に持たせていた点が、非常に危険な状況であったといえる。

また、前記の通り、園芸用支柱は中学年用の昇降口に園芸用として置いてあったものを学級児童に持ってくるよう指示をして用意しており、支援級担当教諭Aが持っていたゴム紐と合わせ単元1時間目の準備運動中に担任教諭と支援級担当教諭A・Bと共に「教具」を作製している。

この点については周到な準備があったとはいえない。さらに、このような教材を使用するリスクについて3名の教員が誰一人指摘していない点も、今後の同様の事故防止の観点から教訓とすべき点である。

③実況検分を踏まえた教具に対する教委所見

町教委は、文部科学省の学習映像においてゴム紐を利用した教具が使用されており、それを参考にするのは問題ないという見解である。他方で、柱の材質や太さ、固定方法や先端の突起への安全配慮及びゴム紐の長さの調節等においては安全配慮が欠けており、適切ではなかったと所見を述べている。

少人数グループに分け、複数の活動の場を設定した点については、より多くの児童に跳ぶ機会を確保した取り組みは評価する一方、担任教諭が指導・管理できない状況を生じさせた点は適切ではなかったと見解を述べている。

また、教具の点検や事故防止に向けた児童らへの事前の指導については十分ではなかったと評している。

(3) 本件の要因と「教具」に関する見解

本件は、当該授業で用いられた「教具」が被害児童の左目に当たったことにより、被害児童の「左目失明」という重大な結果を生じさせたものである。そして、そのような重大な結果を生じさせたのは、被害児童を含め関係児童らが使用した「教具」そのものに十分な安全性がなく、むしろ危険性があったことが根本的要因である。また、そのような「教具」の使用にあたって、当該授業において、担任教諭らの被害児童ら

への十分な安全指導が行われていなかったことも付随的な要因として考えられる。ただし、前記の通り、当該授業で使用された「教具」には、一般的な児童はおろか一般人でさえも、使用するには危険性があつたことから、十分な安全指導が行われていたか否かに関わらず、使用することは不適切だったといえる。

そして、このような「教具」が使用され、重大な事故を招いた背景には、その作製と使用にあたって、担任教諭らに作製の計画にあたって安全配慮の視点がなかったことや時間的余裕がなかったこと、そして、自らが事前に「教具」を使用してみる等の安全確認と再検討が十分に行われていなかったことが考えられる。また、教育課程の管理の視点からいえば、そのような「教具」が当該授業に使用されていたことを、校長が把握していなかったことも背景的要因として考えられる。

今後、新学習指導要領の全面実施に伴い、より一層、主体的で対話的な学びの機会が増えるため、学習者が「場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする」(小学校学習指導要領・体育・2017年告示)といった指導が重要になる。加えて、教師は、学習者がいかなる失敗をしたとしても重大な事故を引き起こさないような教材、教具の周到な準備が極めて重要である。

3. 本件の発生後の対応

(1) 本件発生後の応急処置・救急要請について

①被害児童に対する応急措置

本件発生後、被害児童は出血していたため、それを他の児童がみるとパニックになるおそれがあると考え、担任教諭は、被害児童の頭を抱えるように保健室へ向かった。保健室到着時、担任教諭の衣服には、血がついているのが確認できた。この際、児童Bも一緒に保健室に向かった。保健室にて、養護教諭が確認したところ、被害児童の状況は、目の他は怪我をしている状況が見受けられず、目についてはうっすらと下に出血しているのがわかる程度であった。また、被害児童は少し泣いてはいたものの、受け答えはできる状況だった。養護教諭は、目の下の出血が確認できたため、清潔なタオルで押さえて止血の処置をした。

そして、養護教諭は、被害児童を病院へ連れて行く必要があると判断し、担任教諭に校長へ連絡するよう依頼した。

これを受けて、担任教諭は、職員室に連絡したが、校長がいなかったため、校長が「書写」の授業をしていた4年生の教室へ向かい、校長に本件発生を報告し保健室へ一緒に向かった。

その間、養護教諭は被害児童に目の状況や本件発生状況を聴きながら、被害児童の目を押さえて止血の処置をしていた。

②救急要請と被害児童の保護者らへの連絡

校長は、担任教諭とともに保健室に到着し、被害児童の状況や養護教諭の説明を受け、すぐに救急要請することを決め、養護教諭に対し、救急要請と被害児童の保護者へ連絡するよう指示した。

そこで、養護教諭は、被害児童の保護者の携帯電話に連絡し、当該授業により園芸用支柱が被害児童の左目に当たり怪我をしたこと、救急要請をしたいこと、そして受け入れ先の医療機関が決定したら再度連絡するので携帯電話をすぐにとれるようにしておいてほしいことを伝えた。一方で、この養護教諭からの連絡について、保護者によれば携帯電話へ2回あったと記憶している。最初の電話連絡は、体育の授業の片づけの時に、園芸用支柱を片付けていた児童がいて、被害児童が何らかのかたちでぶつかって目を怪我して、目のあたりに出血が見られて保健室に来ていることを伝えられたと記憶している。そして、2度目の連絡は1度目の連絡直後にあり、養護教諭から被害児童の出血状況がひどいので、救急車を呼びたいと思うというものであり、これに対して保護者は救急要請を了解したというものだった。以上のように、本件に関する学校からの連絡については、養護教諭と保護者との間で、その回数と被害児童の怪我が発生した状況について若干の差異がみられる。

いずれにしても、救急要請の時刻は湯河原町消防本部によると11月7日15時14分であった。その後、養護教諭は担任教諭に被害児童の怪我の原因となった教具を持参するよう依頼し、担任教諭が教具を持参した。一方、保護者は外出中だったため、当該学校から自動車で5分以内の場所で働いている被害児童の祖父母に電話連絡して、状況を伝えるとともに、代わりに当該学校へ向かってもらうようお願いをし、祖父母は当該学校へと向かった。

救急車の到着後、養護教諭と担任教諭が救急隊員に被害児童の状況と本件発生時の状況について、教具を見せつつ説明を行った。そのころ、被害児童の保護者から連絡を受けた祖父母が学校に到着したので、養護教諭は被害児童の祖父母に状況を説明した。

救急車には養護教諭と祖母が同乗し、その際に、養護教諭は教具と保健調査票を持参した。

その後、病院の受け入れ先を探し、救急車は東海大学医学部付属病院へと向かい、15時40分頃、養護教諭は電話で受け入れ先の病院を校長に連絡した。そして、これを受けて、校長は搬送先の病院について保護者の携帯電話へ連絡したとされている。一方で、保護者によれば、校長からの連絡はなく、救急車に同乗していた祖母から連絡があったと記憶している。

また、校長は、搬送先の病院について町教委へ報告をした。

③ 救急搬送後から手術までの状況

救急車が病院に到着し、その後 17 時 10 分頃に、校長と担任教諭、そして保護者と祖父も病院に到着した。その時には被害児童は処置室で医療措置を受けていたという。

病院到着後、担任教諭は被害児童の保護者と祖父に「申し訳なかつたです」と謝罪した。また、校長は保護者らに「この度はご心配をおかけして申し訳ない」と謝罪した。他方、保護者は自身の被害児童の状況が心配であり動揺していたことから、校長や担任教諭らの謝罪についてはほとんど記憶していない。

被害児童の負傷の程度については、被害児童の保護者と祖父が医師から説明を受け、その後、「もしかしたら失明の可能性がある」との説明が校長、担任教諭、養護教諭に対してあった。

また、校長、担任教諭が、被害児童の保護者に本件の概要を養護教諭が持参した教具をもとに説明した。

そして、18 時 45 分頃から被害児童の手術が開始され、その頃に教育長、町長、副町長が来院して、被害児童の保護者、祖父に謝罪をした。

21 時頃、手術が終了し、手術の結果について、医師から被害児童の保護者と祖父、教育長、校長らに説明があった。

(2) 被害児童及び保護者への学校等の対応について

①被害児童の入院中における学校等の対応

被害児童の入院中における学校としての対応は、以下の通りである。

- ・本件発生の当日（11 月 7 日）、病院にて学校長、担任教諭で、謝罪と本件の状況の説明

月日	対応の概要
11 月 8 日	校長と担任教諭が見舞い。 保護者説明会の開催日（11 月 14 日予定）について保護者に打診。保護者から被害児童の退院後にしてほしいという要望を受ける。
11 月 9 日	校長が見舞い。 保護者説明会の開催日（11 月 14 日予定）について保護者の了承を得る。
11 月 10 日	校長が見舞い。 被害児童と本件発生時の状況を話す。このことについて保護者が不信感を抱く。 保護者説明会の開催文案について保護者の了承を得る。
11 月 11 日	校長が見舞い。（担任教諭は学校を休む。） 昨日の被害児童とのやりとりの件について、祖父が疑念を抱いていることを表明。
11 月 12 日	校長と担任教諭が見舞い。

	祖父が被害児童に校長とのやりとりの件を確認した上で校長に不信感を表明。
11月13日	被害児童が退院。

以上のように学校としては、退院するまでの間、毎日、入院先の病院に通っていたことが分かる。

このような中で、保護者らが校長に対して不信感をもつ契機となった出来事があった。それは、被害児童が入院中の11月10日、校長が見舞った際の本件発生時の状況に関する被害児童とのやりとりである。

校長によれば、その際に被害児童から本件発生時の夢を見るとの言葉があり、校長はそのような思いをさせて本当に申し訳ないと謝罪した。そして、被害児童から本件発生時の状況について「瞬間のことでよく分からない」「児童Cが引っかかったのかわからない」等と話す中で、校長は本件発生の日以降に児童Bや児童Cから聴取したことと食い違った部分があったことから、「このような状況ではなかったのか」という趣旨の質問を含めて被害児童とやりとりがあった。しかし、このやりとりは保護者らが不在の間に行われた。その後、校長がこのことを保護者らに伝えたところ、保護者は「私のいるときにしてほしいかった」等と不満を訴えるとともに、校長に対して不信感を持った。また、被害児童の祖父も、被害児童の性格をふまえると自ら話し出すようなことはないと感じた。そこで、祖父は被害児童に確認し、校長から本件について尋ねたということがわかったため、校長に対して不信感を持つとともに、11月12日にその旨を校長に伝えている。校長としては、本件発生時の状況をあらためて確認したいとの考えだったが、保護者や祖父からすれば、当該学校が本件発生について都合のよい事実を押し付けるように感じたのである。

これを受けて、11月22日に校長と町教委事務局職員（教育課長）が保護者と祖父の元へ訪問し、この件について謝罪した。

②被害児童の退院後・登校再開後の学校等の対応

ア 被害児童への支援

被害児童の退院、登校再開後には主に以下のような支援が行われた。

a 被害児童・保護者への経済的支援

真鶴町として、損害賠償について保険を利用し、治療費や慰謝料の支払い等の対応を行った。

b 被害児童への学習支援

被害児童本人への学習支援については、教育長（当時）が自主的に行っている私塾で個別的な学習支援を行った。

c 当該学校における支援体制の構築

当該学校において、登校再開後の被害児童本人への支援をするため、県立盲学校

の教員を講師として招き、研修会を実施した。

以上のような支援が行われた一方で、被害児童は退院後、保護者に付き添われて登校した際に、担任教諭からあいさつ（声掛け）もなかったことから、担任教諭から避けられている（距離を置かれている）ように感じ、保護者が被害児童を励ましたという出来事もあった。

イ 卒業式等にかかる対応

被害児童と保護者は、2020年（令和2年）3月19日、当該学校の卒業式に出席するために登校した際、当該学校への登校は最後ということもあり、担任教諭らから被害児童に対して個別に声掛けがあるものと期待していた。これは、事故から卒業式までの間、被害児童としては、担任教諭、学校から距離を置かれているように感じており、最後の卒業式の日くらいは、何らかの声掛けはしてくれるだろうと期待していたのである。

しかしながら、卒業式当日、担任教諭らからは学年や学級全体への卒業についての言葉はあったものの、被害児童への個別の声掛け等はなく、被害児童と保護者は落胆し、被害児童からは「こんなものなんだね」との失意と落胆を表すような発言があったという。

その後、保護者は教育長（当時）にこのことについて相談をしたところ、当該学校へ連絡がいき、結果、3月31日に校長、担任教諭、支援級担当教諭Aが、被害児童と保護者に謝罪した。

③保護者への説明

ア 保護者説明会の実施

2019年（令和元年）11月14日の夜、当該学校は保護者説明会を実施した。保護者説明会には、当該学校の校長をはじめ教職員と学校評議員5名、町教委からは教育長や教育委員2名等が出席した。また、被害児童の保護者を含めて保護者は62名が出席した。

この中で、校長は本件の概要について説明するとともに、学校の責任であると謝罪した。また教育長も謝罪した。保護者からは質問等は出なかった。

イ 関係保護者への説明会

2019年（令和元年）12月13日、事故関係保護者説明会が実施された。本件に関わった被害児童、児童B、児童Cのそれぞれの保護者が出席した。校長、教頭、教育長、教育課長、指導主事が出席し、謝罪後、町教委が行った調査結果を報告した。

ウ 学級懇談会の実施

2019年（令和元年）12月13日、被害児童が所属する学級で学級懇談会が実施された。24名の保護者が出席している中で、教具に関する質問が出る。校長も出席し、安全点検の結果を報告した。

④学校等の再発防止の実施

本件の発生後、当該学校は、教具等や施設の安全点検を実施した。

まず、学校内で教員による教具等の点検を実施し、普段使用しないものや、安全性に問題があるものを処分し、その結果を町教委に報告した。

その後、町教委、PTA会員、学校評議員及び学校関係者評価委員等の関係者による点検を行った。この町教委等による点検にあたっては、教具等の再点検と被害児童が学校生活を送る上で、危険と思われる箇所等の施設の点検を行った。町教委ではこの点検結果をもとに施設の修繕等を行った。

なお、町内の中学校においても同様の点検を行い、その結果を受け、町教委では被害児童が学校生活を送る上で支障のないよう施設の修繕等を行った。

また、町教委及び学校は、本件について、教員の安全に対する意識の低下が主要な原因のひとつであると考え、研修会を実施した。

さらに、当該学校では、校内学校事故防止委員会を設置し、再発防止に向けた学校管理体制の見直し、改善を行っている。

点検、研修会の日程・内容は、次の通りである。

<安全点検>

a 2019年（令和元年）11月13日（水）～18日（月）

自作教材・教具について、管理職を含めた複数の教員による安全点検の実施。

b 2019年（令和元年）11月19日（火）～22日（金）

自作・既製品を問わず全ての教材・教具について、職員全員で総点検を実施。

c 2019年（令和元年）12月12日（木）

町教委、PTA会員、学校評議員及び学校関係者評価委員等の関係者による教具、施設の点検を実施。

※点検結果や安全管理については、2020年（令和2年）1月22日、1月29日、2月4日、2月18日に計4回の報告書「まなづる小学校 安全管理に関する報告について」を発行し、保護者には児童を通じて通知を配付し、地域住民には自治会回覧により周知した。

<研修会>

- a 2019年(令和元年)11月18日(月) 当該学校
県立平塚盲学校教員(2名)を講師とし、被害児童が学校生活を安全に送るための配慮事項、校内施設における安全配慮事項に係る教員研修を実施。
- b 2019年(令和元年)12月5日(木) 当該学校
県西教育事務所の指導主事を講師とし、教員を対象に被害児童に対する心理的な配慮を主とした人権教育研修会を実施。
- c 2020年(令和2年)1月24日(金) 当該学校
県西教育事務所の指導主事を講師とし、教員を対象に体育授業における安全配慮に係る学校体育安全指導研修会を実施。中学校体育科教員出席。
- d 2020年(令和2年)2月3日(月) 中学校
県西教育事務所の指導主事を講師とし、教員を対象に「子どもたちの人権を尊重した教職員の言動について」と題する人権教育研修会を実施。
- e 2019年(令和元年)12月～2020年(令和2年)2月 当該学校
体育、理科、図工及び家庭科等の実験・実習を伴う授業について、安全配慮という視点で町教委、学校管理職及び教務主任等による授業観察を実施し、授業者に対する指導・助言を行う。
- f 2020年(令和2年)1月～3月 当該学校
各教科・各単元の安全配慮事項を洗い出し、全職員で共有する。

⑤町教委の対応—被害児童らへの補償やその他の支援

本件に対して、町教委は主に以下の対応を行った。

ア 基本調査の実施

2019年(令和元年)11月7日の本件発生当日、町教委では基本調査実施に係る協力要請を神奈川県教委に求めた。翌日から県教委子ども教育支援課から指導主事2名と県西教育事務所指導課から指導主事2名が派遣され、当該学校及び町教委とともに基本調査を実施した。

- a 2019年(令和元年)11月8日(金)8:30～当該学校 会議室
基本調査の進め方等について、関係者による打合せを行う。
また、担任教諭による関係児童の聴き取りを昼休みに実施。事故当日同グループにおり、園芸用支柱の一方を持っていた児童Bから本件発生時の状況を聴き取る。
- b 2019年(令和元年)11月11日(月)当該学校 6年1組教室
クラス全員を対象に本件発生当時の状況や気づいたこと等についてアンケート調査を行った。
- c 2019年(令和元年)11月12日(火)当該学校

本件に関わった関係教諭の聴き取りを行った。対象者は養護教諭、教具の作製に関わった支援級担当教諭 B、授業を担当していた担任教諭、授業に参加していた支援級担当教諭 A の 4 名である。

d 2019 年（令和元年）11 月 13 日（水）当該学校 体育館

関係児童に対する実地見分を行った。事故当日同グループにおり、走り高跳びの実技をしていた児童 C の実地見分を昼休みに行う。児童 B の実地見分は放課後行った。

イ 日本スポーツ振興センターへの障害見舞金の支払い手続き

2020 年（令和 2 年）11 月 6 日、被害児童の症状が固定したため（後遺障害等級第 8 級）、日本スポーツ振興センターに申請をして、障害見舞金が支給された。

ウ 町としての補償について

2021 年（令和 3 年）1 月 26 日、町としての全国町村総合賠償保険による示談金について書面で説明した。

エ 本委員会の設置について

本件について、事故の再発防止に向けた検証・提言のため、2019 年（令和元年）12 月 5 日、第三者委員会の設置について町長の了解を得て、2020 年（令和 2 年）3 月 16 日、本委員会が設置され、第 1 回の会議が開催された。

オ 被害児童らへの支援について

本件以降、当時の教育長、教育課長が、被害児童の保護者との面談や電話による相談等を必要に応じて行っていた。これに加えて、当時の教育長が、被害児童の学習面の支援を、1 回 1 時間程度、かなりの頻度で行っている。

この他に、スクールカウンセラーについて、通常予定していた勤務日数を増やすため、県雇用のスクールカウンセラーに町として出勤日数を多くするよう交渉し、費用も出す形で日数を増やした。特に、本件発生直後の 11 月については、平均月 3 回の勤務を 12 回まで増加させ、翌年 3 月まで通常の 2 倍の勤務日数を確保した。

（3）本委員会の見解

①被害児童及び保護者らの学校に対する不信感

被害児童及び保護者らは、当該学校の不適切及び不十分な対応が重なったことにより、当該学校に対して不信感を抱くに至った。具体的には、前記の通り、病院内での出来事や登校再開後の学校内での担任教諭との距離感、卒業式での声かけがなかったことなどがあげられる。

被害児童は左目の失明という大きな怪我を負い、その原因が、当該学校の授業で使
用した教具にあること、学校として自分たちに責任があると謝罪していることに鑑み
れば、被害児童やその保護者としては、手厚い支援を望むのは当然のことである。

しかし、実際には、担任教諭等からの個別の声かけは少なく、むしろ、被害児童本
人としては、学校から距離を置かれていたと感じていたほどである。

また病院内で、校長は、保護者がいないときに、被害児童に事故の状況を聴き、関
係児童との話しの食い違いから質問等をしたところ、被害児童やその保護者らから事
実を押し付けるような質問をしたと注意を受けた。本件の発生が11月7日、被害児童
本人へ事故の状況を聴いたのが同月10日である。まだ本件発生から3日という時間
しか経過しておらず、しかも左目を失明するという大きな怪我を負ったなかであるこ
とからすれば、本人及びその保護者の精神状態は、非常に不安定になっていたといえ
るこの時期に、本件発生の状況が食い違うことを質問することは、被害児童の精神状
態を揺るがすことである。しかも、このような校長と被害児童とのやりとりが、保護
者らがない中で行われたのであれば、学校が何らかの圧力をかけているように見え
てしまうものやむを得ない状況といえる。

さらに、卒業式の際に被害児童への個別の声かけをしなかった点は、前記の通りで
ある。このような出来事の積み重ねがあり、学校に対する不信感が強まったことは、
被害児童やその保護者からすれば、当然のことといえる。

②本件発生後の学校等の対応における問題点

ア 当該学校の本件発生後の対応について

本件発生後の当該学校の対応について、被害児童を支援する行為があった点につい
ては一定の評価はできる。たとえば、当該学校として、本件への調査協力や被害児童
や保護者への支援のために、校長は被害児童の入院中に毎日病院を訪問し、担任教諭
も2回訪問したことや、退院後も、校長が保護者へ電話で支援等について相談に応じ
ていたことがあげられる。また、被害児童の登校再開後における点眼等について、養
護教諭が支援をしたこともある。

一方で、被害児童や保護者らに不信感を抱かれたことは、特に被害児童の心身の回
復や、小学校生活を満足に送る上では大きな問題だったといえる。前記の通り、被害
児童としては、学校（特に担任教諭）との距離を感じており、保護者らとしても学校
への不信感を募らせていた。被害児童本人からも、当該学校に対して、信頼感をなく
している旨の発言があったことを保護者は聴いている。

この原因としては、担任教諭らによる被害児童への声かけの不足によって生じた両
者の関係不全が指摘できる。被害児童としては、登校再開後に担任教諭に声を掛けて
もらえなかったことに失望していたことや、卒業式に声を掛けて欲しかった旨の発言
があることなどから分かるように、担任教諭ら学校関係者に本件発生後も変わらず声

を掛けて欲しかったというのが当時の希望であった。しかし、担任教諭は、怪我をさせてしまったという思いから被害児童とどのように関わればよいか分からない中で、被害児童と距離ができてしまい、結果的に被害児童と保護者の不信感を高めることになってしまった。

このような状況であったからこそ、学校として、担任教諭だけに被害児童本人への支援を任せるのではなく、管理職含め、複数の教諭で支援方法について、協議、対応をすべきであったと指摘できる。もちろん、卒業式での対応については、校長も含めて、何ら声掛けができなかったことは、失明という大きな怪我を負った被害児童及びその保護者らへ寄り添う姿勢が足りなかったことも指摘される。

今後、このような大きな怪我につながる学校の事故や事件等を起こしてはならないが、万が一、生じた際には、学校事故で怪我を負った児童への寄り添い方について、改めて心理職や福祉職の専門職から積極的に支援を受けるとともに支援のあり方を学ぶようにしておくことを指摘する。

加えて、学校の教職員は、大きな事故や事件等であればあるほどその対応について不慣れであり、担任教諭の本件発生後における対応のように、どのように対応をすればいいか、悩むことは通常、あり得ることである。だからこそ、チーム学校として対応を複数で行い、担任教諭を支援できる体制の構築も必要であったことも合わせて指摘しておく。

イ 町教委（真鶴町）の対応について

被害児童及びその保護者にとって、当時の教育長との繋がりがあり、当時の教育長が学習面での支援や相談役になり、被害児童及びその保護者らへの安心に寄与していたといえる。また、町教委（真鶴町）として、本件の調査、教具の安全点検、事故調査委員会の設置、日本スポーツ振興センターの見舞金の支払いや支援員の配置等、可能な限りの対応をしていたと評価できる。

ただし、被害児童及びその保護者が当該学校への不信感を決定的にする前に町教委として当該学校を指導、支援する機会があったといえ、その点は不足していた。

たとえば、当時の教育長は、被害児童及びその保護者の相談役のような立場になっており、当該学校への不信感について気づくことができる状況があったといえる。そのように考えれば、教育長及び町教委事務局職員は、被害児童及び保護者と当該学校との関係に配慮して、当該学校の校長らへ助言を行ったりする等を通して、両者の円滑な関係の構築に向けた役割を果たすべきであったと考えられる。

第3部 本件を含めた学校事故の再発防止に向けた提言

1. 安全な授業運営に向けた教育課程の管理

(1) 教育課程の管理—「週案」管理の重要性

学校が子どもたちの様々な資質や能力を育むにあたって、学習指導要領をはじめとする教育課程の管理は必要不可欠である。教育課程の管理は、法令上は教委の職務権限として定められている（地方教育行政法 21 条 5 号、33 条等）。そして、一般的には教委が学校等の管理について、教育課程を含めた教育委員会規則（教委規則）を定めており、その中で教育課程の編成権は学校にあるものと定められていることが多い。

真鶴町においても、町教委が「真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」（2001 年 3 月 30 日・教委規則 5 号）を定め、同規則 6 条には「学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する」ことが定められるとされている（同条 1 項）。このことから、日常的な教育課程の実施を含めた管理・運営にあたっては、校長が最終的な権限と責任を負っていることがわかる。

そして、以上のような学校における教育課程の管理にあたっては「週案簿」（以下、週案）が用いられることが一般的かつ慣習的な方法である。具体的には、教員が週毎に担当する授業について、指導単元・内容や授業時数等を簡潔に明記した「週案」を作成し、それを校長や教頭等へ提出し、校長等が点検・確認後、コメントを付したり押印したりして、教員へ返却するという方法である。

以上のように教育課程の管理上、重要な位置づけをもつ「週案」について、学校等の事故を防止し、子どもたちの安全を守る観点から、以下の二点を改善点としてあげたい。

①週案における「安全に関する配慮事項」等の明示化

「週案」については、直接的な法的根拠もなく、学校現場において教育課程の管理方法として慣習的に根付いているものであり、その様式や記載事項をはじめ取り扱い等は学校により様々である。

この点につき、当該学校では、2019 年度の本件発生前の夏季休業中に「週案」について改善を行っていた。すなわち、全教職員（常勤）による「働き方改革ディスカッション」をふまえ、負担を軽減する観点から、記載事項については「教科・領域名と、単元名のみ」にすることにした。しかし、本件発生後における町校長会において、町教委から「内容またはねらいを書くように」という要請もあり、元のように記載することになった。

以上をふまえつつ、学校等の事故の防止に向けて、町教委及び当該学校を含む町立

学校は、あらためて週案における記載事項を再検討することが求められる。具体的には、教職員の負担軽減も加味しながら記載事項を再検討する中で、最低限の記載事項として「安全に関する配慮事項」を明示化することが必要である。この他に、本件をふまれば「使用教材・教具（自作・市販）」についても明示化することが求められる。

このような項目の週案における明示化の意義は、教員が週案を作成する過程で、自身の担当する授業において子どもの安全上の問題がないかを意識化させるとともに、授業において使用する教材・教具についても自作・市販を問わず安全上の問題がないかを意識化させることにある。その上で、校長等が週案を点検・確認すれば、より安全な教育活動を展開できるものと期待される。

②週案の管理に関する重要性の周知

週案は教育課程の質的・量的管理をしていく上で重要な位置づけをもつものである。しかしながら、前記の通り、教員の週案の作成や提出、それに関する校長の点検・確認等については明確な法令上の根拠はない。しかし、一部では週案簿について、学校管理に関する教委規則において、学校に備えなければならない表簿として明記しているところもある。

以上をふまえると、町教委においては、特に学校における事故等を防止する観点から、週案の管理・点検の重要性について、研修会等を通じて、あらためて管理職をはじめとする教職員へ周知する必要がある。

加えて、週案の管理を通じた学校における事故等の防止をより確実にしていくためには、「真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」において、以下の案を参考にしつつ、明確にすることが必要である。

◆町教委規則の改正（追加）条項案

（教育課程の管理）

第〇条 学校は、教育課程の管理にあたって、週案簿を作成するものとする。

2 校長は、前項の週案簿について、授業時数、指導内容の他に安全性等を考慮して確認しなければならない。

（２）「教具」を含めた安全管理の手法と体制

①授業の計画・準備

現行の小学校学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現とカリキュラム・マネジメントが希求されている。すなわち、現在の教員には、児童が主体的かつ対話的に学べるようなカリキュラム及び学習のデザインが求められているといえる。また、体育科においては児童に運動の特性を味わわせる「深い学び」の授業計画の必要性が高まっている。

一般的に、運動学習における技能の習得は、机上の教科の知識習得に比べ、時間が

かかると言われている。また、運動技能は失敗を重ねて上達するという特徴がある。とりわけ、走り高跳びは、跳べるか跳べないかのギリギリの高さを跳び越えられるようになるのが運動の機能的特性(本質的な面白さ)のため、児童が主体的に取り組み、失敗してもなお安全が保障されている学習環境を準備することが必要である。

②リスク評価の実施

学習者が主体的に運動学習に反復して取り組むためには、活動の場は多い方が望ましい。本件においても担任教諭が「正規の走り高跳びのバーだけでは、児童数からみて不十分であり(児童が学習する)機会を増やしたい」と述べている。他方で、活動の場が多いということは、それぞれの場で使用される施設・用具については重篤な怪我に至る危険リスクの回避が必要不可欠となる。ILO(国際労働機関)において教師は教育専門職と位置づけられていることから、児童が失敗した場合のリスクを事前且つ入念に検討し、学習環境を準備する必要がある。

なお、自作の教材を準備する場合は、体育において児童は様々な失敗をすることを前提とし、出典が不明な安易な情報を鵜呑みにして教材作成することはせず、文部科学省の指導資料等を参考にしつつ、重篤事故に繋がるリスクを全て回避しなければならない。その際、リスク評価は複数の教員で実施し、安全が確認できた教材を用いることが必要である。

また、教材教具については、既存の教具(市販の教具含む)を使用する場合においても、その使用方法については十分な指導を行う必要がある。例えば、走り高跳びを既製のスタンドとバーで実施する場合においても、踏み切り位置は助走位置の手前側にすることを事前に指導すべきである。なぜなら、跳躍者がスタンド間の中央あたりで踏み切ると、助走のベクトルによって跳躍が進行方向に流れ、助走位置から見て奥にあるスタンドをなぎ倒し、その周辺にいる児童(一般的に、落ちたバーを直す係)に衝突しかねないからである。また、着地位置のマットが小さかった場合、跳躍者自身がそのマットからはみ出て、怪我のリスクが高まる点等も併せて事前指導すべき事項である。

さらに、安全保障の最善を尽くすため、学習中においても教師が率先して学習環境の改善及び運動実施方法に対する指導を行うことが重要である。加えて、主体的・対話的に互いの安全を保障し合う資質・能力を育成するため、学習者である児童らにも常に安全上の声かけ、学習の場の点検を実施させるように指導することも求められている。

③教具を含めた安全点検の実施

学校内の施設・設備の安全点検は法令上(学校保健安全法 27 条及び同法施行規則 28 条・29 条)、義務づけられているが、教具についても定期的に安全点検を実施すべ

きである。とりわけ、重篤な事故に繋がる可能性のある体育科の教具については、「例年、使用しているから」という短絡的な判断ではなく、教員間で教職専門性を協働的に発揮し、そのリスク評価を定期的を実施することが必要である。少なくとも、教材の安全点検は、その単元計画を立てる段階では必須とすべきである。

2. 学校の事故等の発生直後における対応の改善

(1) 事故等の発生後における保護者等への連絡に関する配慮

①連絡のあり方

学校で発生した事故や負傷した児童・生徒の搬送の状況等の情報は、保護者が行動の方針を決めるために重要な意味を持ち、特に事故発生直後は、情報が錯綜しがちであるため、確実に正確な情報を伝える必要がある。よって、これらの情報は、学校側から保護者に直接連絡をするべきである。

また、仮に、保護者に連絡がとれない場合でも、何度も連絡を試みる必要がある。

本件では、第1報は、養護教諭が被害児童の保護者に電話で直接状況を伝えた。しかし、被害児童の搬送先を伝える第2報については、養護教諭、校長らは、養護教諭から連絡を受けた校長が、被害児童の保護者に連絡したとする一方で、被害児童の保護者は、被害児童の祖父母が被害児童の保護者に連絡をしていたと記憶している。

このような認識の食い違いが生じてしまったことについては、学校の対応に問題がなかったとは言い切れず、搬送先のような重要な事実については、直接、確実に学校側から被害児童の保護者に連絡すべきであった。

また、今後、学校事故の発生の際には、上記のような食い違いが生じないように、事故後の連絡については、直接保護者に連絡することが大原則であることを確認し、たとえ、保護者以外の親族等に状況を伝えており、当該親族等から保護者に対して連絡がなされることが期待できるとしても、重要な情報は、必ず学校側から保護者に直接連絡をとるよう教員に周知・徹底すべきである。

②連絡の内容

「学校事故対応に関する指針」（文部科学省・2016年3月。以下、指針）では、保護者への連絡に関して、「被害児童生徒等の保護者に対し、事故の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で行う。被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第二報の連絡を行う。以後、正確かつ迅速な連絡に努め、情報の共有を図る。」とされている。

本件発生後の被害児童の保護者への連絡について、既に述べた通り、養護教諭は、

当該授業により園芸用支柱が被害児童の左目に当たり怪我をしたことを伝えたとする一方、被害児童の保護者は、養護教諭から、「体育の授業の片づけの時に、園芸用支柱を片付けていた児童がいて、被害児童が何らかのかたちでぶつかって目を怪我して、目のあたりに出血が見られたため保健室に来ている」ということを伝えられたと記憶している。

本委員会の調査では、このような食い違いが起こった原因を明らかにすることができなかったが、事故発生について初めて知ることになる学校からの第1報は、保護者にとって重要な意味を持ち、このような食い違いが起きてはならないことは言うまでもない。

本件では、担任教諭、養護教諭、校長らの間で、事故発生直後から、事故の概要、けがの程度など情報を整理した上で共有し、被害児童の保護者に対して、正確に、確実に事実を伝えられるようにすべきであったのにもかかわらず、対応が十分でなかったといえる。

また、今後の改善点として、学校における事故等の発生に際し、上記指針に沿った連絡ができるよう、事故等の発生の際の連絡の手順等を確認し、学校内で共有することが必要である。

(2) 危機管理マニュアルの改善

①法令の再確認と責務の再認識

前記のように、学校における事故等が発生した場合、保護者等への連絡をはじめとする学校の対応は、事故等の被害拡大の防止はもとより、被害者の不信感を募らせ、精神的苦痛という二次被害を防止する観点からも極めて重要である。そのためにも、事故等の発生後における学校等の対応に関する具体的な手順や内容等について、事故等の発生前から検討した上で明確化するとともに、事故等が発生した場合に教職員がそれに沿って対応できるようにしておくことが必要である。

このことは、学校保健安全法において、学校及び教委の責務として明示されている。すなわち、同法29条1項には「児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領」(いわゆる危機管理マニュアル)を作成するものとする定められている。加えて、同条2項には、校長の責務として「職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる」ことが定められている。したがって、前記で指摘したような連絡の手段や手順等についても危機管理マニュアルに明示するとともに、教職員でシミュレーションも含めた訓練等を行っておくことが求められている。

なお、この法規定に係わっていえば、東日本大震災において津波により多くの児童と教職員が犠牲となった小学校をめぐる裁判例(いわゆる大川小事件)では、震災発

生前における小学校の危機管理マニュアルの内容の不備とそれを改訂しなかったことや、そのような小学校に対する教委の指導、助言の不足が過失として認められていることも申し添えたい。そこで、あらためて町教委及び町立学校の管理職及び教職員には、法令上の位置づけを再確認するとともに、学校において事故等が発生した場合の備えの重要性を再認識する必要がある。

②本件をふまえた改善点

危機管理マニュアルの改善については、前記の文科省の指針を参考にしながら行う必要がある。この指針によれば、事故等の発生後の段階を「発生直後」「初期対応時（事故発生直後から事故後1週間程度）」「初期対応終了後」の3段階にわけて、それぞれ留意すべき点が示されている。

その上で本件をふまえると、前記の通り、発生直後の「被害児童生徒等の保護者への連絡」について若干の課題があったといえる。そこで、特に留意・改善すべき点は特に以下の2点である。

□被害児童生徒の負傷等の状況はもちろんのこと、事故等の発生時の場面や状況（授業、休憩時間等）を正確に把握した上で連絡・伝達すること（保護者への第1報）

□救急要請後、搬送先の医療機関等については、保護者へ直接連絡・伝達すること（保護者への第2報）

なお、以上の役割について、学校側の誰が担うのかについてそれぞれ事前に決めておくことが必要である。

本件では、保護者への第1報については、校長により救急要請と保護者への連絡の指示を受けた養護教諭が役割を担った。この点につき、保護者等への連絡・伝達については、養護教諭は被害児童の応急処置や救急要請を優先して、本件の状況を把握していた担任教諭が行うべきだったようにも考えられる。いずれにしても、正確に状況が把握できていない場合にはその旨を伝え、状況が判明次第、随時伝えることが必要であり、緊急でありながらも慎重に情報を伝達することが重要である。

一方、第2報にあたる被害児童の搬送先の病院に係る情報の連絡・伝達については、保護者と校長との間で記憶と認識の違いが生じてしまっている。この点についても、あらためて誰が行うべきかを決めておく必要がある。具体的には、校長もしくは救急車に同乗した教職員（本件でいえば養護教諭）が行うことが考えられるが、これもあらかじめ明確に決めておく必要がある。

加えて、この一連の過程において共通して課題となるのは「記録」である。指針では「応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する」ことも示されており、記録を残すことが極めて重要である。

いずれにしても、以上の事故等の発生後、保護者への連絡・伝達の役割について、誰が担うのが適切かを学校で再検討した上で、その方法や内容及び留意点について危機管理マニュアルに明示するとともに、全教職員が知り、訓練を通じて行えるようにしておくことが必要である。

なお、本件とは関係しないが、危機管理マニュアルの改善やそれにもとづく訓練等の実施にあたっては、事故等の発生場所や被害児童生徒の負傷等の様々な状況を想定しながら、AED 使用を含めた応急処置の方法、保健室への搬送や校長・養護教諭等への連絡・報告の方法、救急要請の判断（特に校長・養護教諭の不在時の対応）、校外学習時の対応等について、全教職員が備えておくことが必要である。

3. 学校の事故等の発生後の対応の改善・見直し

(1) 被害児童と保護者への支援

①被害当事者（被害児童生徒やその保護者）への配慮が最優先

本件のような学校において発生した重篤な事故後の対応について、学校としてまず最優先に念頭におかなければならないのは、被害を負った本人及びその保護者へのケアなどの配慮である。

被害当事者の求めるものは、通常、事故が生じた原因の解明と心身のケアの2点である。学校とは教育の場であり、医療現場ではないことから、心身の治療をする場ではない。しかし、子どもが「心身ともに健康な国民の育成を期して行われ」るものが、教育であり（教育基本法1条）、その教育の場において生じた事故であることから、被害児童とその保護者へのケアは、重要な事項になる。この点については、学校保健安全法29条3項においても「当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする」として、学校及び教委等の法的責務として示されている。

②事故等の関係教職員（担任教諭等）と被害当事者との関わり方

本件では、本件事故の原因は、学校側にあると判断せざるを得ないことから、被害児童、保護者、親族に対して、学校は、真摯な謝罪、対応をすべきであり、そのように被害児童、保護者らが受け取れなかったことは問題だった。また、被害児童及びその保護者から、担任教諭から避けられていると感じたと述べられており、担任教諭自身の反省としてももっと関わっていくべきであったと述べられている。

事実として、事故前と事故後でどの程度の話す回数や頻度が減ったなどの検証は困難であるが、双方から、特に被害児童から、避けられていると感じられるような行動

になってしまったのは残念なことだが、苦言を呈さざるを得ない。

もちろん、担任教諭自身の責任感として、事故の原因を作った当事者の一人として苦しむ場面もあったであろうことは推測ができ、どのように話をしてもよいものか悩んでいたこともあったことは理解できることである。しかし、そうであったとしても、事故の被害者、まして失明という大きな怪我を負った当事者は、より苦しい思いをしていることも理解し、それでも学校に来ていた当事者への声掛けをすべきであった。今後、本件のような重篤な学校における事故の被害児童・生徒への声掛けをはじめとする対応は、関係教職員は当事者として怠ることのないよう努める必要がある。

仮に、当事者が精神的な理由から声掛けをすることが困難な場合、それ以上に苦しんでいる被害児童本人への配慮を忘れず、自身が声掛けできない場合にはスクールカウンセラーや管理職、コーディネーター、教委と相談し、適切な代替手段を考える必要がある。

なお、本件では、担任教諭からの聴取によれば、支援に入った別の教員に声掛けを代わりにお願いしていたとのことであるが、被害児童、保護者からは担任教諭が避けていたという認識しかもたれていなかった。被害児童、保護者がどのように感じていたのかについて、担任教諭を含む当該学校ら関係者の情報共有が不足していたことから生じたものであるから、今後、事故等の関係者は適時的な情報共有をし、被害児童、保護者との関わり方をその都度、協議、対応をしていく必要がある。

④ 事故等の関係教職員への他教職員のサポート

上記のような事故への対応について、事故への検討会議が行われていたが、実際に対応した教員は少ないように見える。いたずらに人数を増やしても意味のないこともあるが、担任教諭が被害児童との接触を避けていたような状況で、誰か代わりの先生がいくことができなかつたのか、当時の教育長に任せてしまい、学校としての役割を果たしていたのが疑問である。

このような事故において、担任教諭などの当事者となる教員に任せがちになってしまうが、学校全体の問題として捉え、組織的な対応が求められる場面である。誰が被害児童と話し、誰が担任教諭をサポートし、誰が保護者と話すなどの役割分担、日々の情報共有、次回までの予定などをコーディネートしていきながら対応をしていく組織的対応が十分ではなかったといえる。

このようなコーディネートも教育コーディネーターの役割であるが、本件のような重篤な事故は、日々のことではないため、手に余るような場合も十分に考えられる。そのような場合、後述のスクールソーシャルワーカーへの依頼なども必要である。もっとも、町としてスクールソーシャルワーカーは、配置されていないため、今後の検討課題として指摘しておく。また、文部科学省から、「チームとしての学校」を作り上げていくことの大切さが指摘されている。そのためには、1) 専門性に基づくチーム

体制の構築、2) 学校のマネジメント機能の強化、3) 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備の3点があげられており、専門性のある外部スタッフとの連携が必要である。

(2) 教育委員会（教委）の役割

①被害当事者と学校との仲介的な役割をはたす必要性

本件のような重篤な事故が発生した場合には、教委の役割として、学校への積極的な指導、監督や支援が必要である。町という見方をすれば、学校も教委も同一視できるが、被害児童、保護者からすれば学校を指導、監督する役割として、仲介的な役割を求められているのも事実である。

本件においても事故当事者として、学校は、被害児童、保護者と積極的な関わりをしていく必要性はあるが、当事者同士でうまく話し合うことができないこともある。その場合に、教委が学校と被害児童、保護者と仲介的な役割を果たすことで、円滑な話し合いをすることができる。

本件では、当時の教育長が教育面で支援をするなど、教委として、この仲介的な役割をしている場面もあったが、結果的には当事者間の溝ができていた状況であった。教委として、事故当事者への心情的寄り添いをどのように行えばよかったのかを検討し、学校と被害児童、保護者との溝ができないよう、教委が学校への指導を積極的に行い、時に教委が保護者に関わり合いをもつこと、情報共有の方法、共有の頻度をあげていくこと、専門職を活用するなど、多くのことを検討するべきであったといえる。

②スクールカウンセラー等の積極活用

ア 本件では、町（教委）が配置したスクールカウンセラーがおり、被害児童への寄り添いや、担任教諭の心理的なケア、本件のような事故の被害者への接し方などのアドバイスをもらう機会があり、教委の役割の一つとして、学校への支援を行っていたものと評価できる。特に本件発生後は、通常予定していた勤務日数を増やすため、県雇用のスクールカウンセラーに、町として出勤日数を多くするよう交渉し、費用も出す形で日数を増やしている。本件発生直後の11月については、平均月3回の勤務を12回まで増加させ、翌年3月まで通常の2倍の勤務日数を確保していた。こういった点で町として、スクールカウンセラーの活用をしようと試みた点は、評価できる。

もともと、本件について学校側に確認をしたところ、スクールカウンセラーについて「話のしやすい雰囲気や関係作りができる人」を求めている聴取結果もある。スクールカウンセラーは、それぞれが専門性を有しており、担任教諭や相談者との相性も関係することはやむを得ないところである。町としての予算が限られていることもあるが、子どものケアという重要な事項であることから、スクールカウンセラーの複数配置が求められる。

また、スクールカウンセラーの配置日数などをみても、常に相談できる体制であるとは言い難い状況である。そもそも、相談をするにあたり、学校としても、また学校に通う児童としてもスクールカウンセラーとの信頼関係の構築が必要である。そのため、事故前からのスクールカウンセラーと日常的な相談や情報共有などを行い、信頼関係を構築しておくよう、努める必要がある。そのためには、月3回程度の勤務日数では、日常的な学校内の検討会議への参加、児童との情報共有に限界があり、勤務日数の増加や、学校との連携について教委として橋渡しができるよう日頃から指導や助言をしていく必要があった。

さらに、スクールカウンセラーの活用のほか、本件のような重篤な事故に限らず、事故対応その他について相談できる体制の構築として、福祉の専門職としてスクールソーシャルワーカー、法律の専門職としてスクールロイヤーの配置なども検討していくことが求められる。

イ 現在の学校現場は、業務量の増加、働き方改革、家庭の考え方が従来と変わってきたことなどがあり、学校のみで対応することは困難になってきており、いかに外部機関、専門職との連携ができるかが重要になっている。前記の通り、専門職の配置には予算がかかることではあるが、子どもにとって学校生活は短く、また一生に関わることであるため、予算配分の充実性は、教委ひいては真鶴町の重要な検討事項であると申し添えておく。

(3) 基本調査等を含めた事実確認のあり方

①聴き取り調査等の実施時期

前記の文科省の指針によれば、基本調査とは死亡事故や重篤な事故の場合について「調査対象となる事案の発生後、速やかに着手する調査」であり、「原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施すると共に、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する」ものとされている。この点につき、本件については、当該学校と町教委が県教委の協力を得ながら、本件発生の翌日2019年（令和元年）11月8日から13日にかけて行われた。

そして、本件発生時の状況及び要因を探る上で、特に本件の場合には担任教諭及び支援級担当教諭Aが本件発生時を目撃していなかったことから、被害児童を含めた関係児童への聴き取り等の調査が重要であった。そして、関係児童に対する調査については、基本調査及び非公式な場面において、以下の通り行われたことが町教委の資料によって明らかになっている。

実施日時・方法		対象	実施者
11月7日	非公式	被害児童、児童B、児	保護者、担任教諭、支援

	(会話)	童 C	級担当教諭 A
11月8日	基本調査 (聴き取り)	児童 B、児童 D	担任教諭、児童 D の学級担任
11月11日	基本調査 (聴き取り)	児童 B、児童 C、児童 D、児童 E	町教委指導主事、県教委指導主事(記録)、支援級担当教諭 A、養護教諭(心理的配慮から同席)
11月13日	基本調査 (状況確認)	児童 B、児童 C	町教委指導主事、県教委指導主事、学校教育指導員、教頭、担任教諭、支援級担当教諭 A、児童 B の保護者

このような聴き取り等の調査を通じて、被害児童の左目に園芸用支柱が当たったことは明らかになったわけであるが、具体的な状況については明らかにならなかった。特に本件発生現場に居合わせた児童 B や児童 C が供述する内容が異なり、さらに日が経つにつれて記憶の減衰や本件発生によるストレス等の影響もあってか供述する内容の変化も伺える。

このようなことから、事故等の発生後、可能な限り早い段階で聴き取り等を調査することが求められ、基準としては文科省の指針が示すように、事故等の発生から 3 日以内が望ましいといえよう。しかし、本件発生の日が木曜日で、週休日となる 9 日・10 日に調査できなかった点はやむをえなかったとはいえ、関係児童の記憶の関係からは調査を実施すべきだったものとも考えられる。万が一、今後、学校において重篤な事故が発生し、基本調査が行われることになる場合には、事故等の発生後に週休日があるにしても、関係児童や関係教職員の体調に配慮しつつ、聴き取り等については早期に実施する方向で検討することが求められる。

②聴き取り調査等の実施方法

調査にあたっては、事故等の関係児童の心理的ショックは相当大きいものであることが容易に想像でき、当然ながら配慮する必要がある。その点で県教委への緊急支援チームの心理的な専門職員（カウンセラー）やスクールカウンセラー等の専門家の立ち会いが必要である。

文科省の指針では「聴き取り調査を行うにあたっては、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行い、実施の際には、必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要」とされている。この点につき、本

件の基本調査では、心理的負担の軽減から一部、養護教諭が立ち会っているが、心理的な専門職員の立ち会いが一度もなかったことは問題だったといえる。また、関係児童の記憶が鮮明であったであろう本件発生の翌日 11 月 8 日については、児童 B に対して、担任教諭のみで聴き取りを行っている点も問題である。加えて、本件発生当日の児童 B や児童 C に対する聴き取りについてメモ等の記録が残っていなかったことも問題である。これらをふまえると、基本調査における聴き取りについては、複数の教職員と心理的専門職員を含めた「チームによる対応」と「記録」が必要不可欠である。本件の状況を参考にすれば、担任教諭は被害児童の応急処置を含めたケアで大変だったことが考えられ、当日中に児童 B に対する事実確認等について他の教職員で行い、記録を残すべきだったと考えられる。今後、前記の危機管理マニュアルの改善において、事故等の発生直後の対応として、「聴き取り」や「記録」等の役割分担を含めて検討し、確認しておくことが求められる。

また、被害児童への聴き取りについては、公式には一度も行われていない点も課題として大きい。被害児童に対する調査については、心身両面の負担が相当なものであったことから本件発生後の当分の間は難しかったと思われるが、**被害児童及び保護者の同意の上で、被害児童の保護者を通じて、もしくは保護者の同席の下で何らかの形で聴き取りを行う必要性があったといえる**。本件については、関係児童への聴き取りからは具体的な発生状況がわからなかったことから、校長が被害児童を病院に見舞った際に、前記の通り、状況確認のようなやりとりが行われ、結果的に保護者等の不信感をもってしまったわけであるが、その際の保護者の「私のいる前でしてほしかった」旨の発言を捉えれば、保護者の同意と同席を条件として、被害児童への聴き取りも実施できた可能性も考えられる。

（４）詳細調査に係る「第三者委員会」のあり方

当委員会は前記の文科省の指針にもとづく「詳細調査」を実施するための組織（いわゆる第三者委員会）として、本件の発生から 4 ヶ月後に設置された。比較的、早期に設置されたものと考えられ、町教委が迅速に対応したものと評価できる。

しかし、一点のみ問題をあげるとすれば委員構成である。当委員会は、学校安全を含む教育法学・教育行政学、そして体育科教育学に関する研究者（大学教員）2 名と、法律の専門家である弁護士 2 名で構成されている。通常、学校事故に係る第三者委員会は、心理的観点から事故等の事後対応（特に被害者への支援や心理教育等）について検討するために、臨床心理士・カウンセラー等の心理的専門家を加えることが多いが、本委員会の委員構成にはいない。

今後、学校における重大な事故等の詳細調査を実施する組織（いわゆる第三者委員会）を設置する際には、事故等の性質に応じた研究者や弁護士の他に、心理的専門家を加えることが求められる。

<関連資料>

【資料1-1】真鶴町立学校事故調査委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、真鶴町立学校における事故の再発防止を目的として詳細な調査を行うため、真鶴町立学校事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから6名以内で教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験者

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査審議の終了の日までとする。

3 特別の事項を調査するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 調査委員会は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出等を求めること（以下「意見の聴取等」という。）ができる。

2 調査委員会は、意見の聴取等の対象者が未成年者であるときは、当該未成年者及びその保護者に十分に配慮しなければならない。

(調査委員会の公開等)

第6条 調査委員会は、これを公開する。ただし、委員長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決したときは、調査委員会を公開しないことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族に直接の利害関係のある事案については、その調査審議に加わることができない。

(委員の謝金等)

第8条 委員が調査委員会に出席したときは、予算の範囲内において謝金等を支給することができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育課で処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

【資料1-2】真鶴町附属機関の設置に関する条例（抄）

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めのあるものを除き、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
教育委員会	真鶴町立学校事故調査委員会	真鶴町立学校における事故の再発防止を図るため、事故の詳細を調査審議し、その結果を報告すること。	6人以内

【資料2】本委員会の構成

氏 名	所 属	備 考
堀井 雅道	国士舘大学文学部	学識経験者（委員長）
梅澤 秋久	横浜国立大学教育学部	学識経験者（副委員長）
田代 宰	弁護士法人ソーシャルワーカーズ 厚木支所 春水法律事務所	弁護士
村松 謙	弁護士法人小田原三の丸法律事務所	弁護士

【資料 3-1】 学校保健安全法（抄）

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

【資料 3-2】 学校保健安全法施行規則 (抄)

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

【資料4】文科省「学校事故対応に関する指針」（2016年3月）より抜粋

2 事故発生後の取組

本指針の対象とする「事故」は、原則として、登下校中を含めた学校の管理下※)で発生した事故とする。

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める、「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

2-1 事故発生直後の取組

(2) 被害児童生徒等の保護者への連絡

- 被害児童生徒等の保護者に対し、事故の発生(第1報)を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で行う。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第2報の連絡を行う。以後、正確かつ迅速な連絡に努め、情報の共有を図る。

(6) 基本調査の実施

- 学校において死亡事故及び2-2(3)の報告対象となる死亡以外の事故のうち、学校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施すると共に、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する。
- 基本調査の実施方法等については、「3-2 学校による基本調査の実施」に記載する。

2-2 初期対応時(事故発生直後～事故後1週間程度)の取組

(2) 被害児童生徒等の保護者への対応

- 応急手当等、事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたつて事態への対処ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

(3) 学校の設置者等への報告, 支援要請

○学校は, 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合には, 学校の設置者等に速やかに報告を行う。

(以下、略)

(6) 基本調査の実施

○学校において死亡事故及び2-2(3)の報告対象となる死亡以外の事故のうち, 学校の設置者が必要と判断した事故については, 学校は, 速やかに「基本調査」に着手し, 原則として3日以内を目途に, 関係する全ての教職員から聴き取りを実施すると共に, 必要に応じて, 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する。

○基本調査の実施方法等については, 「3-2 学校による基本調査の実施」に記載する。

3 調査の実施

3-1 調査の目的及び目標

(1) 調査の目的

○調査は, 事実関係を整理する「基本調査」と得られた情報に基づく, 事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」で構成されるものであり, その「目的」は事故の状況によって異なる可能性もあるが, 下記のことなどが挙げられる。

・日頃の安全管理の在り方等, 事故の原因と考えられることを広く集めて検証し, 今後の事故防止に生かすため

・被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

○この調査は, 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく, 学校とその設置者として, 上記目的を踏まえて事実に向き合うものである。

3-2 学校による基本調査の実施

「基本調査」とは, 調査対象となる事案の発生後, 速やかに着手する調査であり, 学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

(3) 基本調査の実施

○基本調査において, 学校の教職員や児童生徒等に聴き取りを行う際には, 聴き取りの目的を明らかにした上で, 以下の事前説明を行うなどして, 聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

(略)

○事故に関係する教職員や事故現場に居合わせた児童生徒等への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

○聴き取り調査を行うに当たっては、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行い、実施の際には、必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要であると考えられる。

(5) 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

○被害児童生徒等の保護者との関わりについては、事故発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、被害児童生徒等の保護者の意向を丁寧に確認し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。

○学校及び学校の設置者は、上記（4）で取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明する。

○事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。

○この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、断定的な説明はできないことに留意する。

○説明に矛盾が生じないように、全教職員で事故に関する情報を共有した上で、原則として、被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化する。被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心がけ伝達した情報に誤りがあった場合にはすぐに修正するよう心がける。

○事実関係を基に、事故に至る過程や原因等を調査するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する。

○今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。